

24 八行経発第 16 号  
平成 24 年 5 月 22 日

八王子市監査委員	白柳	和義	殿
同	矢野	和利	殿
同	森	英治	殿
同	山越	拓児	殿

八王子市長 石 森 孝 志

包括外部監査結果に基づく措置について（通知）

このことについて、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により別紙のとおり通知します。

平成23年度

監査テーマ	廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行について
監査項目	中間処理及び処分等業務について（戸吹清掃工場灰溶融施設運転管理業務）
指摘項目	整理整頓の状況について
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘 <input type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	<p>戸吹清掃工場を視察した結果、通路に器具・備品が落ちている、緊急避難的に所定外の場所に置かれた売却不能な不純スラグが長期間片づけられていない等、整理整頓の観点から問題と認められる事項が発見された。（ただし、平成23年12月1日時点では、上記不純スラグはN社の責任において産業廃棄物として処分済みである。）灰溶融施設運転業務は、一部危険な作業を伴うものであり、作業環境の整理整頓が行き届いていない場合、思わぬ労災・事故につながりかねない。業務に必要な器具類などの整理整頓は、適正かつ安全な業務遂行の基本であり、今後、効果的で効率的に業務を遂行するためにも、また、新たな事故や労働災害を防止するためにも、十分な配慮が図られることを強く要望する。</p>
措置内容	<p>指摘のあったとおり、灰溶融施設運転管理業務委託の現場は、危険を伴う作業がある。安全かつ効果・効率的に業務遂行をする上で、作業環境の改善は必要不可欠であることから、本業務委託では平成23年12月8日に市担当者が灰溶融設備の現場点検を行い、整理整頓など現場管理の不備について、受託者に指示書を提示し、同年12月16日付で改善報告書が提出され改善が図られた。</p> <p>今後、現場の安全管理については、受託者に対し委託実施計画書の内容見直しや充実化を指導するとともに、管理状況について市担当者による定期的な現場点検の徹底を行い、作業環境の改善を図っていく。</p>
措置時期	平成23年度
所管部課	環境部戸吹クリーンセンター

平成23年度

監査テーマ	廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行について
監査項目	収集及び運搬業務について（一般廃棄物指定収集袋等の製造・管理及び配送業務委託）
指摘項目	廃棄物処理手数料収入の使途について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	<p>市担当課は、当初、1kg当たりごみ処理コストの20%台前半を手数料化すること及びその手数料のほぼ同額を市民サービスの拡大に充当すること等を検討していた。現時点では、ごみ処理事業を取り巻く環境が大きく変化してきている。戸別収集の業務委託処理コストの状況が競争入札を重ねることにより、どのように変化するのか、また、今年度政策決定された戸吹清掃工場灰溶融設備の廃止等により、ごみ処理コストにどの程度の影響を及ぼすものであるのかを原価計算により明らかにし、ごみ処理有料化の当初の段階とのかい離が生じる場合、新たな政策判断を客観的な原価データ等により実施することが求められているものとする。</p> <p>その際、廃棄物処理手数料の財源充当として、経常的な事業だけではなく、施設改修・建設事業等にも充当することが合理的な状況が生じている場合、ごみ処理原価のうち、減価償却費及び起債利子等の資本費に該当する部分の割合に応じて、ごみ処理施設建設等基金などの目的基金等を創設し、その基金等に廃棄物処理手数料収入の一部を積み立てることも検討されるよう要望する。</p>
措置内容	<p>新たな政策判断を客観的な原価データ等により実施することは重要であるが、有料化の目的であるごみ減量が進み、廃棄物処理手数料収入が減収となっている現状では、ごみ収集有料化に伴う市民サービスの拡大の費用以上の収入は見込めないのので、直ちに積み立て等に充てる財源とはならない。</p> <p>部内会議で検討した結果、指定収集袋に係る廃棄物処理手数料については、ごみ減量に伴い減収となることもあることから、基金を創設するより、有料化に伴う拡大事業等の経常事業に充当することが最も合理的であると判断した。</p>
措置時期	平成24年3月12日
所管部課	環境部ごみ減量対策課

平成23年度

監査テーマ	廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行について
監査項目	中間処理及び処分等業務について（戸吹清掃工場灰溶融施設運転管理業務）
指摘項目	受託者に対する業務評価について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容（概要）	<p>平成22年度の灰溶融施設運転管理業務を受託したN社は、ノウハウ及び経験が不十分であったことから、灰溶融施設運転業務の実施中、2度（約2カ月）にわたって灰の滞留を起し、滞留した灰が入ったコンテナを敷地内に保管したほか、2度の労働災害を起す等、安全かつ安定的な廃棄物処理に著しい支障を来している。</p> <p>しかし、委託業務成績表には、総合評価のコメントとして問題点の記載はあるものの、改善の申し入れやその顛末の記載がないため、どのような経緯で評価が行われたのかが不明確である。そこで、委託業務成績表には問題点のみならずそれに關する改善状況も記載して、根拠と結論が結び付くようにすべきである。</p> <p>業務委託契約の成績評価については、明確な判断基準が作成されていないことから、総合評価を数値化して客観的な評価を実施することが困難になっているものと考えられる。したがって、業務委託契約についても、委託業者の業務を客観的に評価するための実践可能な判断基準を作成することを要望する。</p>
措置内容	<p>契約課において、受託者の業務内容の良否をより客観的に評価し適正に業者を選定できるよう「委託業務成績表」を改正し、またその評価の基準として「評価の手引き」が作成された。平成23年度分の委託業務からその委託業務成績表等を使用し業務評価を行っている。</p>
措置時期	平成24年1月25日
所管部課	環境部戸吹クリーンセンター

監査テーマ	廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行について
監査項目	中間処理及び処分等業務について（薬品類の管理）
指摘項目	薬品類の購入量・使用量のモニタリングについて
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容（概要）	<p>戸吹清掃工場及び北野清掃工場の薬品・貯蔵品類の管理資料を検証した結果、管理資料には予算額、発注日、発注数量、納入量、納入金額、納入金額累計、予算残額が記載されており、特に予算管理に重点が置かれているものと認識することができる。一方で、使用量及び残高については、運転日報、管理日報等により一定のモニタリングが行われているが、工場によって、また薬品の種類によってフォーマットが異なっており、モニタリングのレベル感にバラツキがあることは否めない。</p> <p>焼却施設等の運営の中で使用される薬剤の効果的で効率的な使用状況を評価することは重要な業務のひとつであることから、今後もこのような分析資料を作成し比較分析等を実施するよう要望する。また必要に応じて、例えば消石灰であれば使用量とごみ焼却量データとの比較分析（消石灰1単位あたりのごみ焼却量の推移分析等）を実施したり、キレートであれば使用量と湿灰搬出量データとの比較分析を実施したりするなど、関連する他のデータとの比較分析を行うことも、薬剤使用量の異常の有無を把握する上で有用であるものと考えられる。</p>
措置内容	<p>焼却施設を適正管理する上で薬品の使用状況を評価することは重要な業務であることから、個々のデータはもとより関連する他データにおいても比較分析可能な共通フォーマットを作成し業務改善を図った。なお、共通フォーマットについては、戸吹清掃工場及び北野清掃工場が相互に比較分析可能な共通フォーマットとし、各種分析データを活用し効果効率的な施設運営に役立てていきたいと考えている。</p>
措置時期	平成24年2月15日
所管部課	環境部戸吹クリーンセンター、北野清掃工場

平成23年度

監査テーマ	廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行について
監査項目	中間処理及び処分等業務について（多摩ニュータウン環境組合への負担金）
指摘項目	負担金のモニタリングについて
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	<p>多摩ニュータウン環境組合への負担金について、兼任職員会議（構成市の実務者会議）において負担金額の妥当性について一定の検討が行われていることは、所管課担当者からのヒヤリング及び会議録要旨の閲覧により確認できたものの、組合にて増減分析資料等が作成されておらず、詳細な分析・モニタリングを実施している形跡を確認することはできなかった。増減分析資料は効率的な運営のための意思決定資料の一つとして利用できるものと考えられるため、組合に当該資料の作成を促すことを要望する。</p> <p>その際には、管理費の増減理由であれば、「なぜ増減したのか、それは意図していた施策によるものなのか否か、それは正常の範囲内の減少なのか否か、増加していた場合にはそれは運営上避けられない増加なのか、削減の余地はないのか、減少していた場合にはそれは安定的な運営に影響を及ぼすものではないのか」といった形で、また、ごみ処理費の増減理由であれば、「重量単位あたりの増減はどうか、その増減理由は何か」といった形で、背景にある状況と照らし合わせて可能な限り詳細に増減理由を把握、分析し、分析結果を記載すべきである。</p>
措置内容	市の負担金については、多摩ニュータウン環境組合に対し、構成市に配分される負担金を詳細に分析し、増減理由等の分析資料を作成するよう市から要望書を提出した。
措置時期	平成24年3月
所管部課	環境部ごみ減量対策課

監査テーマ	廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行について
監査項目	中間処理及び処分等業務について（多摩ニュータウン環境組合への負担金）
指摘項目	按分基準の検討について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	<p>多摩ニュータウン環境組合の負担金の按分基準は、平成5年4月の設立当初に定められたものであり、その後の変更は行われておらず、また、事務連絡協議会や兼任職員会という会議の場において按分基準についての検討が行われたこともないということである。</p> <p>しかし、例えば職員人件費の1/6を均等割、5/6を重量割としていることについては根拠が不明確である。また、粗大ごみ処理費と可燃ごみ処理費を一緒に重量割としていることについては、両者の処理に係る工程・費用が異なること及び両者の数量を別途把握できることを勘案すると、両者は別個に按分処理することがより合理的であると考えられる。したがって、現在の按分基準は、実態に照らしてみると合理性に乏しい部分があることも否めない。</p> <p>そうした場合に、按分基準を実態に合わせて変更することにより、八王子市の負担割合を削減することができる可能性もあると考えられる。特に平成24年度をもって調布市からの収入がなくなることにより、按分前の負担金総額は相当の増額が避けられないことを勘案すると、そのような分析を実施し、現在の按分基準を再検討することについては、実行する意義があるものと考えられる。</p>
措置内容	多摩ニュータウン環境組合の設立当初からの経過はあるものの、現在の負担金按分基準は、実態から見ると合理性に乏しい部分があることから、今後見直しを実施するよう同組合に要望書を提出した。
措置時期	平成24年3月
所管部課	環境部ごみ減量対策課

平成23年度

監査テーマ	廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行について
監査項目	中間処理及び処分等業務について（東京たま広域資源循環組合への負担金）
指摘項目	負担金のモニタリングについて
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	<p>東京たま広域資源循環組合への負担金については、管理費及び事業費の各項目別に前年度負担金額と比較した増減分析資料が作成されていた。その増減理由の説明については、実質的な説明になっておらず、形式的な資料の作成に終始しているものと推察される。</p> <p>施設運営の背景にある状況と照らし合わせて詳細に増減理由を把握、分析し、分析結果の内容を増減分析資料に記載することによって、効率的な運営のための意思決定資料のひとつとして有用な情報であるものと考えられる。</p> <p>一部事務組合への負担金についても、通常の業務委託先と同様のモニタリングを行うことが望まれるところであり、有用な分析資料の作成を組合に促すことを検討するよう要望する。</p>
措置内容	負担金については、東京たま広域資源循環組合に対して、配分額の詳細な分析と、増減理由等の分析資料の作成について要望書を提出した。
措置時期	平成24年3月
所管部課	環境部ごみ減量対策課

監査テーマ	廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行について
監査項目	中間処理等業務について（資源物の中間処理に係る特定非営利活動法人への委託）
指摘項目	資源物の中間処理にかかるW法人への委託について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	<p>ペットボトル減容化業務の委託継続や資源化センター運転業務の委託に際して、当該法人の事業報告・貸借対照表・収支計算書や財産目録等、当該法人の運営状況を示す書類を担当課は入手しておらず、W法人が本来の目的に照らして適正に運営されているかという観点での検討が十分でないと感じられた。</p> <p>担当課によると、委託業務の指揮命令系統については組織図を入手するとともに、当該法人の総会資料は入手していたということであるが、障害者雇用の促進という目的をもって随意契約をしている点や、W法人の事業収入に占めるプラスチック資源化センターの運転業務にかかる委託料収入の割合の突出した高さを考慮したならば、W法人が法令に基づき閲覧に供する事業報告・貸借対照表・収支計算書や財産目録等を適時に入手のうえ、法人運営の適正性や合目的性について検討を行うよう要望する。</p>
措置内容	<p>法人から8月に事業報告・貸借対照表・収支計算書・財産目録などの財務資料を入手し、運営状況の確認を行った。その結果、法人としての適正運営がされていることを確認した。</p> <p>今後も法人の運営状況の把握に努めていく。</p>
措置時期	平成23年8月
所管部課	環境部戸吹クリーンセンター

平成23年度

監査テーマ	廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行について
監査項目	中間処理等業務について（資源化への取り組みと資源化コスト構造の変化）
指摘項目	資源化コストの変化と説明責任について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	<p>資源化推進の一環としてプラスチック資源化センターを整備稼働させたことにより、主にプラスチック類の各戸回収等に起因する収集コストの増加と、不燃ごみ減少がもたらす指定収集袋販売収入の減収に起因する機会コストの増加が生じていることが判明した。</p> <p>プラスチック資源化センターの整備は、「循環型都市八王子」をめざす市において、ごみ処理基本計画が定めるごみの減量・資源化（有料化前の平成15年度において668g/人・日、有料化後の平成17年度において476 g/人・日のところ、目標年度の平成28年度において360 g/人・日）に向けた重要な取り組みの一つとして評価されるべき事項である。</p> <p>他方で資源化推進には多大なコストを要するの事実である。資源化率の達成そのものだけでなく、資源化に伴い市税を通じて市民が負担するコストについても十分な説明責任を果たしていくことを期待する。</p>
措置内容	<p>清掃事業の年度報告書である、「清掃事業概要」において資源化に係るコストについても明らかにしてきているが、平成22年度の決算からは、処理部門の内訳を表記している。なお、今後も市民に対して、資源化コストについての十分な説明責任を果たせるよう更なる充実を図っていく。</p>
措置時期	平成24年1月
所管部課	環境部ごみ減量対策課

平成23年度

監査テーマ	廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行について
監査項目	中間処理等業務について（広域組合のエコセメント化事業に対する負担金）
指摘項目	広域組合のエコセメント化事業に対する負担金について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	<p>広域組合の組織団体別の負担金は、予め取り決められた方法により配分計算がなされ、組合議会の議決を経て定められている。</p> <p>エコセメント事業費のうち施設建設費にかかる組織団体別負担金は、二ツ塚処分場が稼働した平成9年度からの焼却残渣搬入実績累積量（トン）に基づく搬入実績比率（％）によって配分されている。また、エコセメント事業費のうち修繕費にかかる組織団体別負担金は、平成16年度からの焼却残渣搬入実績累積量（トン）に基づく搬入実績比率（％）によって配分されている。</p> <p>エコセメント事業は平成18年度から本格稼働しているにもかかわらず、負担金の配分計算において平成17年度以前の実績値が考慮されていることから、この点の合理性について担当課に質問を行ったところ、エコセメント事業開始当時には施設の稼働実績がないこと、また、施設建設費や修繕費という費目の性質から単年度の搬入実績等で配分計算することは適当でなく、搬入実績の多少に関わらず構成市町で広く負担すべき性格の費用であるとの回答を得た。</p> <p>しかし、各市町の搬入実績量は平成9年度から施設稼働前の平成17年度までに大きく変化してきていること、特に修繕費については施設稼働前の搬入実績が修繕発生と関連しないとも考えられる。施設建設当初に合意した配分計算の合理性は時の経過と共に実態にそぐわなくなることもあり得ることから、組織団体として負担金のあり方に十分な留意を払い、見直しの機会を得た場合には必要に応じて広域組合に意見されることを期待する。</p>
措置内容	<p>負担金の配分計算については、過去と現状の比較分析を実施し、実態にそぐわない部分については、今後見直しをしていくよう市から組合に対し要望書を提出した。</p>
措置時期	平成24年3月
所管部課	環境部ごみ減量対策課